

期日前投票 宣誓書

私は、令和3年11月14日執行の 広島県知事選挙 の当日、次の事由に該当する見込みです。

令和 3 年	月	日	代筆者	
ふりがな			明治・大正・昭和・平成・西暦	
氏名			生年月日	年 月 日
現住所				
選挙人名簿に記載されている住所	※ 現住所と異なる場合のみ記載して下さい。			
	府中市	町	番地	

次の1から6のいずれか該当する番号に○をつけて下さい。

1	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は家族の冠婚葬祭等に従事
2	1以外の用事又は事故のため、府中市外、府中市内の投票区以外に外出・旅行・滞在
3	病気、けが、出産、身体の障害等のため歩行困難
5	住所移転のため、府中市以外に居住
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

以上、真実であることを誓います。

			受付時間	時	分
選管使用	係	管理者	立会人	種別	補助者の氏名
				船員・点字・代理	

期日前投票に関する根拠法

○公職選挙法

昭和二十五年四月十五日号外法律第百号

〔総理・各省大臣・法務・経済安定本部総裁署名〕

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

○公職選挙法施行令

昭和二十五年四月二十日号外政令第八十九号

〔総理・各省大臣・法務・経済安定本部総裁署名〕

(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)

第四十九条の八 選挙人は、法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとする場合においては、同項各号に掲げる事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真実であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。